

農地中間管理事業等に係る手数料の免除について

1 手数料を免除する場合及びその免除額

- (1) 規程別表 1 の借入、貸付において、契約者の複数契約における手数料の累計額が 8,000 円を超える場合で、8,000 円を超える手数料の額
- (2) 規程別表 2 の借入、貸付において、契約者の複数契約における手数料の累計額が 8,000 円を超える場合で、8,000 円を超える手数料の額
- (3) 規程別表 2 の仲介型の農作業の受委託託及び農作業の再委託、並びに特定農作業受委託契約の農作業等の委託及び農作業等の受託において、契約者の複数契約における手数料の累計額が 8,000 円を超える場合で、8,000 円を超える手数料の額
- (4) 次に定める解約の場合で、その解約手数料の額
 - ア 公社の貸借契約等を解約し、当該農地を公社事業の活用で売買する場合
 - イ 公社の旧農地保有合理化事業及び農作業受委託契約並びに特定農作業受委託契約から農地中間管理事業に移行する場合
 - ウ 新たな耕作者等へ貸し付ける場合、又は新たな農作業受託者へ農作業を委託する場合における、既貸付等契約を解約する場合
 - エ 収用等による公共買収の場合
 - オ 耕作者等が、病気や交通事故など不慮の事故で借入等農地の耕作等が困難となり、かつ、新たな耕作者等の調整も不可能な場合
 - カ 基盤整備地区において、貸借等の推進上、既契約の解約を要す場合
 - キ 災害等、理事長がやむを得ないと認める場合

2 理由

農地中間管理事業等の推進に当たっては、契約者の手数料について上記 1 に定める場合は手数料の一部又は全部を免除し契約者の負担を軽減することが必要であるため。